

# あなたと県税

令和8年4月

広島県

## ★★自動車税とその減免について★★

自動車税は、県内において自動車を所有している人に対して課税されます。

(令和8年度税制改正により「自動車税種別割」は「自動車税」に改称されました。)

### 自動車税とは



#### ◆ 納める人（納税義務者）

4月1日時点における自動車（軽自動車を除く）の所有者です。

ただし、割賦で購入した自動車で所有権を売主が留保しているものについては、自動車の買主が納税義務者となります。

#### ◆ 納税の時期と方法

##### ☆ 通常の場合

県税事務所から5月上旬に送付される「納税通知書」によって、毎年5月31日（31日が土日の場合は翌月曜日）までに、4月から翌年3月までの年税額を納税します。

##### ☆ 年途中で自動車を買った場合

4月1日から翌年2月末日までの間に自動車を購入したとき（新規で登録したとき）は、購入した月の翌月から3月までの月割税額を支払い、申告書にその税額の収納印の表示を受けることによって納税します。

翌年度分からの自動車税については、上記「通常の場合」のとおりです。

##### ☆ 所有者を変更した場合

4月1日から翌年3月31日までの間に所有者（所有権を留保されている場合の使用者を含む）の変更があった場合は、その年度分は旧所有者に課税されます。

##### ☆ 県外へ移転した場合

4月1日から翌年3月31日までの間に県外へ移転した場合は、その年度分は広島県で課税されます（月割り計算による税金の還付はありません）。

◆ 税率

- 自動車の種別、用途ごとに、排気量、最大積載量、定員などに応じて定められています。
- 令和元年10月1日以後に初回新規登録を受けた自家用の乗用車及びキャンピング車については、税率が引き下げられています。
- ※ ただし、令和元年9月30日までに海外で運行の用に供されたことがある輸入乗用車については、自動車検査証上の初回新規登録が令和元年10月1日以後であっても、令和元年9月30日以前の初回新規登録の税率が適用されます。

主な自動車の税額は、4～5ページをご覧ください。

◆ グリーン化税制

地球温暖化防止及び大気汚染防止の観点から、環境にやさしい自動車の開発・普及の促進を図るため、次のような税制上の特例措置が設けられています。

1 環境負荷の小さい自動車（自動車税が「**軽課**」となるもの）

令和7年4月1日から令和10年3月31日までに、新車で新規に登録された次の自動車は、登録の翌年度のみ自動車税が安くなります。

対 象 自 動 車			税 率
電気自動車・燃料電池自動車			通常の税率より 概ね75%軽課
プラグインハイブリッド自動車			
天然ガス自動車		平成21年又は22年排出ガス基準NOx10%低減又は平成30年排出ガス基準適合	
ガソリン車・LPG車 (令和7年度中に取得した営業用乗用車に限る。)	平成30年排出ガス基準50%低減車 又は 平成17年排出ガス基準75%低減車で次の燃費基準を満たした自動車	令和12年度燃費基準90%達成かつ令和2年度燃費基準達成	
クリーンディーゼル車 (令和7年度中に取得した営業用乗用車に限る。)	平成21年排出ガス基準適合又は平成30年排出ガス基準適合車で次の燃費基準を満たした自動車		

(注) 新車で新規に登録する際に月割りで納付する当該年度の自動車税については、安くはなりません。

2 環境負荷の大きい自動車（自動車税が「**重課**」となるもの）

新車で新規に登録された日から次の年数を経過した自動車については、その翌年度から自動車税が高くなります。

区 分	対 象 自 動 車	税 率	
		・乗用車 ・三輪の小型自動車 ・キャンピング車	・トラック・バス ・特種用途車 (キャンピング車を除く。)
ガソリン車 LPG車	新車新規登録の日から13年を経過 …平成25年3月31日までに 新車新規登録された自動車 ＜令和8年度課税分＞	通常の税率より 概ね15%重課	通常の税率より 概ね10%重課
ディーゼル車	新車新規登録の日から11年を経過 …平成27年3月31日までに 新車新規登録された自動車 ＜令和8年度課税分＞		

- (注1) 電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合用バス、被けん引車は重課対象から除外されます。
- (注2) 中古車の状態で輸入される自動車については、自動車検査証上の新車新規登録年月により経過期間を算定します。
- (注3) 重課対象自動車を新規登録した場合、月割りで納付する自動車税についても重課対象となります。

## ◆ 申告・登録について

- 次の場合は、必ず西部県税事務所観音庁舎（広島運輸支局内）又は東部県税事務所松永庁舎（福山自動車検査登録事務所内）へ15日以内に申告してください。

自動車を買ったとき、  
売ったとき

自動車が使用できなく  
なったとき

自動車の定置場を  
変更したとき

自動車検査証の記載  
事項に変更があった  
とき

- 自動車を売却した場合、事故などのため解体処分した場合でも、運輸支局等で移転登録（名義変更）や抹消登録の手続きを行わないと、いつまでも自動車税が課税されますので、必ず登録手続きを行ってください。  
また、住所などを変更されたときも、速やかに運輸支局等で変更登録を行ってください。
- 登録手続きのお問い合わせは、テレホンサービスをご利用ください。

・中国運輸局広島運輸支局	050-5540-2068
・福山自動車検査登録事務所	050-5540-2069

## ◆ 自動車税の還付について

4月1日から翌年2月末日までの間に抹消登録をしたときは、その抹消登録をした月の翌月から3月までの月割で計算した金額が還付されます。（<例>10月に抹消登録した場合は、11月～3月までの5ヵ月分が還付されます。）

還付金の受取りには、便利な口座振替をご利用ください（証紙徴収分は除きます）。  
口座の届出は電子申請でも受け付けています。

詳しくは、次の県ホームページをご覧ください

広島県トップページ > くらし・教育・環境・文化 > 税 > 県税・納税、県税事務所に関する事なら > 自動車税 > 自動車税情報まとめ > 7. 還付について  
または、右の二次元コードからもアクセスいただけます。



## ◆ 継続検査及び構造等変更検査用の納税証明書について

- 国土交通省と広島県のシステム連携により、自動車税の納付確認は電子化されており、継続検査及び構造等変更検査時に必要な納税証明書の提示が省略できます。（納税証明書の提示が省略できるのは、自動車税（延滞金を含む）の未納がない場合に限りです。）

- ただし、自動車税を納付後すぐに継続検査及び構造等変更検査を受ける方は、納税証明書の提示が必要です。

また、納付確認のための情報がシステムに反映されるまでに、納付日から概ね1週間から10日程度の日数が必要となります。この間に継続検査及び構造等変更検査を受ける方は、金融機関等の窓口やコンビニエンスストアで納付していただき、納税通知書添付の納税証明書をご提示ください。  
地方税お支払サイト（令和8年9月にeLお支払サイトに名称変更予定です。）やスマホ決済アプリで納付された場合は、納税証明書が発送されませんのでご注意ください。

なお、口座振替で納められた方は、この間に継続検査及び構造等変更検査を受ける場合でも納税証明書の提示を省略できます。

- 納税証明書は、県内の各県税事務所（分室）でも申請できます。

- インターネットによる納税証明書の要否の確認について

「広島県継続検査用確認システム」により、継続検査又は構造等変更検査時に納税証明書の提示を省略することができるか否かを、県税事務所に照会することなく確認することができます。

- ・ 広島運輸支局に登録がある登録自動車（広・広島・福山ナンバー）が対象です。
- ・ 軽自動車及び二輪車、年度途中に県外から転入した自動車、抹消した自動車は対象外です。

詳しくは、次の県ホームページをご覧ください

広島県トップページ > くらし・教育・環境・文化 > 税 > 県税・納税、県税事務所に関する事なら > 自動車税 > 自動車税情報まとめ > 6. 納税証明書・継続検査用確認システムについて >

（1）継続検査用確認システムについてはこちら

または、右の二次元コードからもアクセスいただけます。



## ★主な自動車の税額表

### 【自家用 乗用車】

区 分	年 税 額 (円)			
	令和元年 10月1日以後に 初回新規登録		令和元年9月 30日以前に 初回新規登録	
	通常の税額	75%軽課	通常の税額	重 課
総排気量 1.0ℓ以下・電気自動車	25,000	6,500	29,500	33,900
〃 1.0ℓ超 1.5ℓ以下	30,500	8,000	34,500	39,600
〃 1.5ℓ超 2.0ℓ以下	36,000	9,000	39,500	45,400
〃 2.0ℓ超 2.5ℓ以下	43,500	11,000	45,000	51,700
〃 2.5ℓ超 3.0ℓ以下	50,000	12,500	51,000	58,600
〃 3.0ℓ超 3.5ℓ以下	57,000	14,500	58,000	66,700
〃 3.5ℓ超 4.0ℓ以下	65,500	16,500	66,500	76,400
〃 4.0ℓ超 4.5ℓ以下	75,500	19,000	76,500	87,900
〃 4.5ℓ超 6.0ℓ以下	87,000	22,000	88,000	101,200
〃 6.0ℓ超	110,000	27,500	111,000	127,600

### 【自家用 トラック】

区 分	年 税 額 (円)		
	通常の税額	75%軽課	重 課
最大積載量 1t以下	8,000	2,000	8,800
〃 1t超 2t以下	11,500	3,000	12,600
〃 2t超 3t以下	16,000	4,000	17,600
〃 3t超 4t以下	20,500	5,500	22,500
〃 4t超 5t以下	25,500	6,500	28,000
〃 5t超 6t以下	30,000	7,500	33,000
〃 6t超 7t以下	35,000	9,000	38,500
〃 7t超 8t以下	40,500	10,500	44,500
〃 8t超 9t以下	46,800	12,100	51,400
〃 9t超 10t以下	53,100	13,700	58,300

### 【営業用 乗用車】

区 分	年 税 額 (円)		
	通常の税額	75%軽課	重 課
総排気量 1.0ℓ以下	7,500	2,000	8,600
〃 1.0ℓ超 1.5ℓ以下	8,500	2,500	9,700
〃 1.5ℓ超 2.0ℓ以下	9,500	2,500	10,900
〃 2.0ℓ超 2.5ℓ以下	13,800	3,500	15,800
〃 2.5ℓ超 3.0ℓ以下	15,700	4,000	18,000
〃 3.0ℓ超 3.5ℓ以下	17,900	4,500	20,500
〃 3.5ℓ超 4.0ℓ以下	20,500	5,500	23,500
〃 4.0ℓ超 4.5ℓ以下	23,600	6,000	27,100
〃 4.5ℓ超 6.0ℓ以下	27,200	7,000	31,200
〃 6.0ℓ超	40,700	10,500	46,800

### 【営業用 トラック】

区 分	年 税 額 (円)		
	通常の税額	75%軽課	重 課
最大積載量 1t以下	6,500	2,000	7,100
〃 1t超 2t以下	9,000	2,500	9,900
〃 2t超 3t以下	12,000	3,000	13,200
〃 3t超 4t以下	15,000	4,000	16,500
〃 4t超 5t以下	18,500	5,000	20,300
〃 5t超 6t以下	22,000	5,500	24,200
〃 6t超 7t以下	25,500	6,500	28,000
〃 7t超 8t以下	29,500	7,500	32,400
〃 8t超 9t以下	34,200	8,700	37,500
〃 9t超 10t以下	38,900	9,900	42,600

### 【自家用 キャンピング車】

区 分	年 税 額 (円)			
	令和元年10月1日以後に 初回新規登録		令和元年9月30日以前に 初回新規登録	
	通常の税額	75%軽課	通常の税額	重 課
総排気量 1.0ℓ以下	20,000	5,000	23,600	27,100
〃 1.0ℓ超 1.5ℓ以下	24,400	6,500	27,600	31,700
〃 1.5ℓ超 2.0ℓ以下	28,800	7,500	31,600	36,300
〃 2.0ℓ超 2.5ℓ以下	34,800	9,000	36,000	41,400
〃 2.5ℓ超 3.0ℓ以下	40,000	10,000	40,800	46,900
〃 3.0ℓ超 3.5ℓ以下	45,600	11,500	46,400	53,300
〃 3.5ℓ超 4.0ℓ以下	52,400	13,500	53,200	61,100
〃 4.0ℓ超 4.5ℓ以下	60,400	15,500	61,200	70,300
〃 4.5ℓ超 6.0ℓ以下	69,600	17,500	70,400	80,900
〃 6.0ℓ超	88,000	22,000	88,800	102,100

このほか、バス・特種用途車などについても、その種類ごとに税額が定められています。

詳しくは次の県ホームページをご覧ください

広島県トップページ > くらし・教育・環境・文化 > 税 > 県税・納税、県税事務所に関することなら > 自動車税 > 自動車税情報まとめ > 1. 自動車税について (1) 「自動車税」とは  
または、右の二次元コードからもアクセスいただけます。



# 障害者の方等が使用する自動車に対する減免

広島県では、身体障害者、戦傷病者、知的障害者又は精神障害者（以下「身体障害者等」という。）が積極的に社会活動に参加できるよう税制面から配慮し、一定の要件を満たす場合は、自動車税を申請によって減免することとしています。

## 減免の対象となる自動車（営業用車、リース車を除く。）

次の表の（ア）～（オ）のいずれかに該当する自動車が減免の対象となります。

区分	自動車の所有（取得）者	運転者	使用の目的	障害の程度
（ア）	本人	本人	特に問わない。	身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で下の表にあてはまる人
（イ）	家族	本人	本人の通学、通院、通所、生業等のため （注1）にもつばら使用（注2）すること。	
（ウ）	本人	家族		
（エ）	家族	家族		
（オ）	身体障害者等のみで構成される世帯の構成員			

（注1）「本人の通学、通院、通所、生業等のため」とは、本人（身体障害者等）が乗車されることをいいます。

（注2）「もつばら使用」とは、本人（身体障害者等）の移動手段として自動車を使用する割合（主として日数又は走行距離等）が全用途に対して50%以上のものをいいます。

（注3）「家族」とは、本人（身体障害者等）と生計を一にしている人のことです。

## ◆ 減免の対象となる障害の程度

区 分			障 害 の 程 度	
			本人が運転する場合	家族又は常時介護者が運転する場合
視 覚 障 害	身体障害者	級	2～4	1～4
	戦傷病者	項症	特別～4	
聴 覚 障 害	身体障害者	級	2、3	
	戦傷病者	項症	特別～4	
平 衡 機 能 障 害	身体障害者	級	3	
	戦傷病者	項症	特別～4	
上 肢 不 自 由	身体障害者	級	1、2	
	戦傷病者	項症	特別～3	
下 肢 不 自 由	身体障害者	級	1～6	1～3
	戦傷病者	項症	特別～6（特別～旧7）	特別～3
		款症	1～3（旧1～旧2）	
体 幹 不 自 由	身体障害者	級	1～3、5	1～3
	戦傷病者	項症	特別～6（特別～旧7）	特別～4
		款症	1～3（旧1～旧2）	
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	身体障害者	1、2	
	移動機能		1～6	1～3
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸又は小腸の機能障害	身体障害者	級	1、3	
	戦傷病者	項症	特別～3	
音 声 機 能 障 害	身体障害者	級	3（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。）	
	戦傷病者	項症	特別～2（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。）	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	身体障害者	級	1～3	
肝臓機能障害	身体障害者	級	1～3	
	戦傷病者	項症	特別～3	
知 的 障 害 者			㊤、A	
精 神 障 害 者			1級	

（注4）下肢不自由及び体幹不自由の戦傷病者のカッコ書は、昭和28年法律第155号で改正される前の基準です。

◆ 減免申請の手続

減 免 区 分	必 要 書 類 等
(ア) ～ (オ) 共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>○減免申請書</li> <li>○運転者の免許証（原本又は両面の写し）</li> <li>※マイナ免許証の場合               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)マイナンバーカード又はその写し（写真のある表面のみ）</li> <li>(2)「免許情報記録確認書」の写し又は「マイナポータルアプリ」もしくは「マイナ免許証読取りアプリ」の免許情報の画面（氏名等の表示あり）を印刷したもの</li> </ul> </li> <li>○身体障害者手帳等（原本又はすべてのページの写し）</li> <li>○自動車検査証又は「自動車検査証記録事項」（写し可）</li> <li>○これまで減免を受けていた場合は、その自動車の移転登録（名義変更）後の自動車検査証又は抹消登録後の登録識別情報等通知書等（写し可）</li> </ul>
(イ) ～ (エ) の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本人（身体障害者等）と別居の場合は、生計を一にすることを証する書類（一例：マイナンバーカード又はその写し（写真のある表面のみ）、資格情報の画面を印刷したもの）</li> </ul>
(オ) の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>○運行計画書、運行証明書、誓約書</li> </ul>

- 減免は自動車税の賦課期日（4月1日午前零時）時点で要件の判定を行います。ただし、年度の中で自動車を取得した際の証紙徴収に係る自動車税については、取得時点となります。
- 減免は身体障害者等1人につき、1台に限ります。  
これまで減免を受けている自動車に替えて、新たな自動車を取得して減免を申請する場合には、新しい自動車の登録後30日以内に減免を受けている自動車を移転登録（名義変更）又は抹消登録しないと、新しい自動車の減免はできません。  
減免を受けている自動車を変更する場合等、提出した書類の内容に変更がある場合は、速やかにお住まい・所在の市町を担当する各県税事務所までご相談ください。
- 減免申請書は、その納税通知書発付の日又は新規・移転登録した日から原則として60日以内に提出しなければなりません。  
減免申請は郵送のほか、電子申請でも受け付けています。
- 賦課期日現在において、対象自動車の車検が切れている場合、自動車の運転者の運転免許証の有効期限が切れている場合、精神障害者保健福祉手帳等の有効期限が切れている場合は、減免の対象となりません。
- 減免決定後は、毎年1月下旬に減免申請事項に変更がないか現況確認を行い、現況報告があり、申請事項に変更がなく使用状況が要件にあてはまる人や、変更があっても減免の対象となる人は、翌年度も継続して自動車税を減免します。
- 減免決定後の調査により虚偽の申請その他の不正行為が判明した場合は、直ちに減免決定を取り消し、課税します。

各種減免制度について、詳しくは次の県ホームページをご覧ください

広島県トップページ > くらし・教育・環境・文化 > 税 > 県税・納税、県税事務所に関することなら > 自動車税 > 自動車税情報まとめ > 5. 減免について  
または、右の二次元コードからもアクセスいただけます。



## ◆ お問い合わせ先

課税や減免に関することは、お住まい・所在の市町を担当する県税事務所（又は本所）の担当課までお問い合わせください。

事務所名	担当課	電 話	所 在 地	お住まい・ 所在の市町
西部県税事務所 (本所)	自動車税課	0570-017-707 (注) (自動車税専用電話) ★082(207)3295 ★082(207)3296	〒732-0052 広島市東区光町二丁目1-14	広島市 呉市 竹原市 大竹市 東広島市 廿日市市 安芸高田市 江田島市 府中町 海田町 熊野町 坂町 安芸太田町 北広島町 大崎上島町
	観音庁舎 [証紙徴収分のみ]	082(232)7694	〒733-0036 広島市西区観音新町四丁目13-13-1 (中国運輸局広島運輸支局内)	
	呉分室	0823(22)5400(代)	〒737-0811 呉市西中央一丁目3-25	
	廿日市分室	0829(32)1181(代)	〒738-0004 廿日市市桜尾二丁目2-68	
東広島分室		082(422)6911(代)	〒739-0014 東広島市西条昭和町13-10	
東部県税事務所 (本所)	課税第二課	084(921)1311(代)	〒720-8511 福山市三吉町一丁目1-1	三原市 尾道市 福山市 府中市 世羅町 神石高原町
	松永庁舎 [証紙徴収分のみ]	084(933)3171	〒729-0115 福山市南今津町45 (福山自動車検査登録事務所内)	
	尾道分室	0848(25)2011(代)	〒722-0002 尾道市古浜町26-12	
北部県税事務所 (本所)	課税課	0824(63)5181(代)	〒728-0013 三次市十日市東四丁目6-1	三次市 庄原市
税 務 課		082(513)2327	730-8511 広島市中区基町10-52	—

(注) IP電話・一部のダイヤル回線からはご利用できません。

★082-207-3295、★082-207-3296 をご利用ください (★印はダイヤルインです。)

- 分室では、身体障害者等に対する減免申請の受付や納税の受付、納税証明書の発行などを行っています。
- 自動車税に関する簡易なご質問は、「自動車税テレホンサービス」をご利用ください。

自動車税テレホンサービス (24時間音声ガイダンス)

0570(064)531

IP電話・一部のダイヤル回線からはご利用できません。

広島県の自動車税に関する各種情報について、詳しくは次の県ホームページをご覧ください

広島県トップページ > くらし・教育・環境・文化 > 税 > 県税・納税、県税事務所に関することなら >  
自動車税 > 自動車税情報まとめ  
または、右の二次元コードからもアクセスいただけます。

